

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 松浦 富子

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第41号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について）」ほか議案4件、請願1件であります。

当委員会は、去る6月21日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案4件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第41号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について）」であります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、議案第44号「災害による市税の減免に関する条例の一部改正について」であります。農業災害補償法の改正に伴い、字句の整理を行うものであります。

委員からは、農業保険法で定める農業保険は任意加入なのか、また、未加入の場合、市税の減免を受けるに当たっての損失額の算定方法はどのようになるのか、との質疑があり、理事者からは、当該法律で定める農業保険は任意加入であると聞いており、未加入の場合の損失額の算定方法については、農作物の減収価格から控除すべき農作物共済金がないため、減収価格がそのまま損失額になる、との説明を受けました。

また、委員からは、漁業関係で同様の減免を受ける制度はないのか、との質疑があり、理事者からは、現在のところ漁業についての同様の減免制度はない、との説明を受けました。

さらに、委員からは、今回の条例改正によって市税収入はどのように変動するのか、との質疑があり、理事者からは、過去5年間でこの減免制度を適用し

たことはないため、現在のところ、市税収入が大きく変わることは想定していない、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第45号「鳴門市鳴門駅前観光施設条例の制定について」であります。鳴門駅前に観光案内所、休憩所及び足湯を設置することに伴い、当該施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

委員からは、観光案内という業務の性質上、年末年始等も開館日にするなど、休館日について再考する必要があるのではないか、との質疑があり、理事者からは、県内他市の事例や観光客のニーズを踏まえ、休館日等を設定しているが、市内で大きなイベントがある場合には、休館日等であっても臨時開館ができるよう対応したい、との説明を受けました。

また、委員からは、土曜日や日曜日に事故等が起こった場合の対応について質疑があり、理事者からは、平日と同様に異常があった場合には、戦略企画課の職員に通報していただき対応することとなる、との説明を受けました。

さらに、委員からは、条例の適用範囲について質疑があり、理事者からは、本条例の適用範囲は観光案内所、駅へ向かう通路を含む休憩所及び足湯である、との説明を受けました。

また、委員からは、広告掲示板の設置場所についての質疑があり、理事者からは、現状では、休憩所に1カ所と休憩所から駅に向かう通路に2カ所設置しており、今後、足湯や観光案内所への設置も検討したい、との説明を受けました。

さらに、委員からは、本条例の施行に関する規則の概要について質疑があり、理事者からは、広告掲示板の利用申請や使用料の返還等について定めている、との説明を受けました。

また、委員からは、施設の運営管理について質疑があり、理事者からは、本条例には指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨規定しているが、平成30年度の運営開始時には、足湯については一部を業務委託し、包括的には市職員で業務を行うこととしており、また、観光案内所については、業務委託で管理運営を行っていくこととしている、との説明を受けました。

さらに、委員からは、まずは鳴門市に住んでいる人が満足できるよう取り組んでいただきたい、駅前観光施設を案内図等でわかりやすく周知してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第52号「工事請負変更契約の締結について（鳴門市成

稔幼稚園リズム室等改築工事のうち建築工事)」であります。鳴門市成稔幼稚園リズム室等改築工事のうち建築工事の変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、今回の変更契約の内容については、当初の設計段階から予見することはできなかったのか、との質疑があり、理事者からは、屋根の一部が二重構造であったなど、工事を進めていく過程で発覚するものもあるのが現状である、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第53号「工事請負契約の締結について（鳴門市立図書館耐震改修工事のうち建築工事）」であります。鳴門市立図書館耐震改修工事のうち建築工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、応札業者が1社であった理由について質疑があり、理事者からは、今回の入札については、入札参加資格を市内の特Aランクの事業者とし、4社から参加申込みがあったが、落札業者を除く3社はいずれも辞退された、との説明を受けました。

また、委員からは、耐震スリットの設置について質疑があり、理事者からは、図書館の目標とする I_s 値0.75に対し、現状の I_s 値が0.73と目標値に非常に近いことから、屋上にあるペントハウスを除去し、耐震スリットを設けることで十分に I_s 値が確保される、との説明を受けました。

さらに、委員からは、災害時の避難経路についても検討したのか、との質疑があり、理事者からは、災害用の案内板を設置する予定で、利用者にどのように避難するかを周知することとしている、との説明を受けました。

また、委員からは、図書館は本を閲覧することも大切であるため、照明の配置についての打ち合わせを十分に行う必要がある、との意見があり、理事者からは、備え付けで設置されている書架等もあり、配置変更には制約がある中で、全面的な配置の見直しには至らない部分もあるかもしれないが、天井の改修とあわせて照明のLED化を図り、十分な光量を確保できるよう検討したい、との説明を受けました。

さらに、委員からは、自動車の進入口の場所についての質疑があり、理事者からは、自動車の進入口については敷地西側に2カ所設けている、との説明を受けました。

また、委員からは、非常用の発電機はどのようなものを設ける予定なのか、との質疑があり、理事者からは、可搬式の簡易的な発電機で、ガスボンベ等で発電機を回し、災害時に必要な電気を発電するものである、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。